

令和3年12月17日

大空町長 山下 英二 様

大空町廃棄物減量等推進審議会

会長 坂本 一 光



ごみ処分手数料及びごみ収集運搬手数料の改定について（答申）

令和3年2月24日付け諮問のありました標記の件について慎重に審議を進めた結果、下記のとおり答申します。

記

1 ごみ処分手数料及びごみ収集運搬手数料の改定額について

現行のごみ処分手数料及びごみ収集運搬手数料は、これらの手数料を含め、資源物売払い代や燃やすごみの広域処理に係る他町からの負担金収入等の合計が廃棄物処理経費全体の30%を賄えるよう設定されました。

現在、一般廃棄物最終処分場の埋立は7割程度進み、一般廃棄物焼却処理施設も大規模改修から18年が経過しています。施設の延命化や適正・効率的な廃棄物処理を遂行するため、処理方法の見直し等を行ってきていますが、廃棄物の減容処理や浸出水処理に要する経費、更に施設・設備修繕等の維持管理経費が増大しています。直近5か年平均では、廃棄物処理全体に要する経費に対して収入は22.7%にまで低下しており、安定的な廃棄物処理業務運営のために財源の確保が必要となっています。

このようなことから、ごみ処分手数料及びごみ収集運搬手数料の見直しが必要であり、次のとおり改定すべきと考えます。

ごみ処分手数料	改定なしとする。 (10kg当たり90円)
ごみ収集運搬手数料 (燃やすごみ・燃やせないごみ・ 生ごみ指定ごみ袋)	1L当たり2円増額する。 (1L当たり4円)
ごみ収集運搬手数料 (粗大ごみ)	改定なしとする。 (1個につき300円)
ごみ収集運搬手数料 (事業系一般廃棄物)	1個につき50円増額する。 (1個につき100円)

ただし、改定される手数料の改定率が200%と大きくなることから、激変緩和の策を講ずるべきと考えます。

## 2 改定方法について

町民及び事業者への影響を考慮するとともに、手数料改定の必要性を広く周知し、理解を得た上で実施されることを望みます。また、激変緩和の考えから2回の改定により1の改定額となるよう次の方法を提案します。ただし、次の案の改定時期は、実際の改定時期を縛るものではありません。

	改定時期	改定内容
1回目	令和4年10月1日から	①ごみ収集運搬手数料（指定ごみ袋） 1L当たり1円増額し、1L当たり3円とする。 ②ごみ収集運搬手数料（事業系一般廃棄物） 1個につき30円増額し、1個につき80円とする。
2回目	令和7年4月1日から	①ごみ収集運搬手数料（指定ごみ袋） 1L当たり1円増額し、1L当たり4円とする。 ②ごみ収集運搬手数料（事業系一般廃棄物） 1個につき20円増額し、1個につき100円とする。

## 3 見直しを実施する頻度について

平成17年度に本手数料の料金が設定されて以降、廃棄物処理に係る経費及び収入の状況に基づく料金の見直しが行われてきませんでした。

今後においては、定期的な状況把握が必要と考えます。よって、3年毎に経費及び収入の推移等を確認し、料金の見直しについて検討すべきと考えます。

## 4 その他

本町においては、リサイクル率が40%以上と全道的にも全国的にも高い水準であり、廃棄物の減量化・再資源化など適正な処理が進められています。手数料改定は、避けられないものであることを認めますが、このような気運を低下させないよう事業の効率化など更なる運営の努力をお願いします。